

脳ドック・簡易人間ドック

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151

伊賀市国民健康保険被保険者の皆さんを対象に脳ドックと簡易人間ドックを実施します

【申込方法】 はがきに「脳ドック受診希望」または「簡易人間ドック受診希望」と明記し、住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号を記入の上、お申し込みください。

《記入例》

○脳ドック受診希望	住所	氏名(ふりがな)	生年月日	電話番号
-----------	----	----------	------	------

※はがき1枚で1人の申し込みとします。
※申し込み多数の場合は、抽選により受診者を決定し、後日通知します。
○国民健康保険税を滞納している世帯の人は申し込みができません。

○脳ドックと簡易人間ドックの重複申し込みはできません。

○脳ドックは、平成27・28年度に受診した人は申し込みができません。

※脳ドックのMRI・MRA検査では、心臓ペースメー

カーを装着している人や歯のインプラントを使用している人、今までに手術をしたことがある人は、事前にかかりつけ医師に確認してから申し込んでください。

※脳ドックのMRI・MRA検査では、脳腫瘍や過去の脳梗塞・脳出血の痕跡がないか、脳の奇形がないか、脳卒中の原因となる血管病変がないかをチェックします。

※簡易人間ドックを受診する男性は、希望により前立腺がん検査を受診できます。(追加自己負担額500円)

※簡易人間ドックを受診する人には、特定健診の通知は送付しません。

【申込期限】 5月8日(月) ※消印有効

【申込先】 〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市健康福祉部保険年金課

	脳ドック	簡易人間ドック
受診資格	伊賀市国民健康保険の加入者で、昭和17年6月2日から昭和52年6月1日までに生まれた人	伊賀市国民健康保険の加入者で、昭和17年6月2日から昭和62年6月1日までに生まれた人
定員	400人(申し込み多数の場合は抽選)	610人(申し込み多数の場合は抽選)
実施期間	6月1日(木)～平成30年3月30日(金)	6月1日(木)～11月30日(木)
検査内容	身体測定・血圧測定・血液検査・心電図・画像診断(MRI・MRA)など	身体測定・胸部聴打診・血圧測定・血液検査・尿検査・検便・肝機能検査・腎機能検査・脂質検査・血糖・尿酸・心電図・胸部・胃レントゲン検査など
検査場所	岡波総合病院(健康管理センター) 上野総合市民病院(伊賀市健診センター)	市内指定医療機関
自己負担	9,000円 ※検査費用36,100円のうち、27,100円を補助	8,500円 ※検査費用35,100円のうち、26,600円を補助

●●●● ゴールデンウィークの歯科診療 ●●●●



休日に急な歯の痛みや腫れなどでどうしても我慢できないときに、次の歯科医院で診察を受けることができますので、ご利用ください。

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 22-9705 FAX 22-9673

【受診時間】 午前9時～午後5時

実施日	担当歯科医院名	電話番号	所在地
5月3日(水祝)	ばんば歯科医院	☎ 45-1008	新堂1276番地の1
5月4日(木祝)	ひろおか歯科クリニック	☎ 26-0018	上野田端町1079番地
5月5日(金祝)	広島歯科医院	☎ 46-1748	平田3418番地の2

※受診する前に電話で確認をしてから、保険証などを忘れずに持って行きましょう。

木造住宅にお住まいの皆さんへ

木造住宅の耐震化を支援します

近年、大規模な地震が頻発しており、いっどこで発生してもおかしくない状況にあります。

大地震に備え、皆さんのご家族の命を守るために、自宅の耐震性を把握し、必要な耐震補強などをしておくことが大切です。

①木造住宅耐震診断事業

積極的に専門家の耐震診断を受け、必要があれば早めに改修しましょう。

※受診料は無料です。

【募集戸数】 50戸（予定）

【対象】

次のすべてを満たす住宅

○昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む）された木造住宅で、3階建て以下の住宅

○専用住宅・共同住宅・長屋建住宅（居住者の承諾が必要）、併用住宅（延床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの）

○在来軸組構法（柱などの接合部を金物で止める一般的な構法）、伝統的構

法（柱などを木組みによって建てる構法）、枠組壁構法（ツーバイフォーなど）の住宅

※丸太組構法（ログハウス）などは対象外

【診断方法】

三重県木造住宅耐震促進協議会の登録耐震診断員が訪問調査（現地診断）で構造計算を行い、後日、報告書で診断結果を説明します。

②木造住宅の耐震補強設計・耐震補強（改修工事）事業

木造住宅の地震への安全性を高め、住宅の倒壊を防ぎ、被害を少しでも軽くするために、希望する人に木造住宅耐震補強設計・補強（改修工事）事業費の一部を補助します。

【対象】

○すでに受けた耐震診断の結果で、評点が0.7未満であった木造住宅に対し、評点を1.0以上にする耐震補強設計・補強事業

○現に居住している、または居住が見込まれる住宅

【耐震補強設計の補助額】

1棟あたりの補強設計に要した経費の3分の2（上限16万円）

【耐震補強の補助額】

上限116万5,000円（①+②+③）

耐震補強設計事業で作成した補強計画に基づく改修工事

①1棟あたりの補強に要した経費の3分の2（上限60万円）

②工事費用の11.5%（上限41万1,000円）

③上乗せ補助（15万4,000円）

【リフォーム工事の補助額】

1棟あたりのリフォームに要する経費の3分の1（上限40万円）

※木造住宅耐震補強工事と同時にいる、市内に本店・支店・営業所がある建設業者が施工すること。

税の控除が受けられます

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）で建築された住宅の耐震改修を行った場合には、所得税額の控除（工事費用の10%相当額、上限25万円）や固定資産税額の減額（120㎡相当額）があります。

◆①②の申込方法

建築住宅課・各支所振興課（上野支所を除く）・本庁舎玄関受付にある申込用紙に必要事項を記入・押印の上、郵送か持参で提出してください。申込用紙は市ホームページからダウンロードできます。

【申込期限】

12月28日（木）

※事業着手までに申し込みが必要です。※予算の範囲内での補助となるため、件数に限りがあります。希望する人は早期の実施をご検討ください。

【申込先・問い合わせ】

T 518-1395

伊賀市馬場1128番地

伊賀市建設部建築住宅課

TEL 43・23300

FAX 43・23302



◆受給するためには申請が必要です

児童扶養手当・特別児童扶養手当

【問い合わせ】 こども未来課 ☎22・9654 FAX22・9646

◆児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度

◆手当を受けられる人

次のいずれかの条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父か母、または父・母にかわってその児童を養育している人

- 父か母が死亡した児童
- 父か母が離婚した児童
- 父か母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- 父か母の生死が明らかでない児童
- 父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父か母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻せずに生まれた児童
- 父母とも不明である児童



◆手当を受けられない人

- 児童が日本国内に住所がないとき
- 児童が入所施設に入所しているとき
- 児童が父か母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父か母に障がいがある場合を除く。）
- 扶養している父・母または養育者の住所が日本国内にないとき

◆申請に必要なもの

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（省略できる場合あり）
 - ③ 請求者・対象児童・扶養義務者の個人番号カードまたは番号通知カード
 - ④ 運転免許証などの請求者本人の身分証明書類（顔写真がない場合は2点必要）
 - ⑤ 印鑑（スタンプ印不可）
 - ⑥ 振込先の預金通帳（請求者名義のもの）
 - ⑦ 年金手帳
- ※その他書類が必要な場合があります。
※手当を受ける人または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えると、手当額が全部または一部停止になります。

◆特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未

満の児童の福祉の増進を図るための制度

◆手当を受けられる人

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している父か母、または父母にかわって児童を養育している人

◆特別児童扶養手当1級

- 身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級程度（内部的疾患を含む。）に該当するとき
- 療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障がい、同程度の精神障がいであるとき

◆特別児童扶養手当2級

- 身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度（内部的疾患を含む。）に該当するとき
- 療育手帳の判定が中度程度の知的障がい、同程度の精神障がいであるとき

◆手当を受けられない人

- 児童の住所が日本国内にないとき
- 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- 児童が入所施設に入所しているとき
- ※保育所（園）、知的障害児施設、肢体不自由児施設、母子生活支援施設に通所（園）または保護者と共に入所している場合を除く。
- 扶養している父・母または養育者の住所が日本国内にないとき

◆申請手続きに必要なもの

- 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（全部記載のもの）
- 特別児童扶養手当認定診断書（身体

障害者手帳や療育手帳を所持していれば省略できる場合あり）

このほかに児童扶養手当の申請時必要書類①③④⑤⑥をご利用ください。
※その他書類が必要な場合があります。
※手当を受ける人または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えると手当が支給停止となります。

手当の月額が改定されました

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正により、2つの手当が4月分以降、物価変動率を踏まえ月額0.1%引き下げられます。

◆児童扶養手当

- 全…全部支給、□…一部支給
 - 児童1人のとき
 - 全 42,330円 ↓ 42,290円
 - 9,990円 ↓ 9,920円
 - 児童2人のとき
 - 全 10,000円 ↓ 9,990円
 - 5,000円 ↓ 4,990円
 - 児童3人以上のとき
 - 全 6,000円 ↓ 5,990円
 - 3,000円 ↓ 2,990円
- ※所得金額によって全部支給・一部支給を決定します。

◆特別児童扶養手当

- 1級 51,500円 ↓ 51,450円
- 2級 34,300円 ↓ 34,270円

◆ 自宅前などへ粗大ごみの収集に伺います

粗大ごみ戸別収集事業 (有料)

【問い合わせ】 廃棄物対策課
☎ 20-1050 FAX 20-2575

市内に住所がある人を対象に、家具・寝具類・自転車・ファンヒーター・家電製品などの粗大ごみを、自宅前など、申し込み時に指定する場所まで収集（有料）に伺うサービスを実施しています。

収集には、1点につき200円分の粗大ごみ処理券が必要で、1回の申し込みで5点まで利用できます。

※家電リサイクル法により、市では家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は収集できません。

【申込方法】

- ①粗大ごみ受付センターに電話で申し込む
 - ②市内のスーパー・商店・農協などの粗大ごみ処理券取扱店で粗大ごみ処理券を購入する
- ※粗大ごみ処理券の取扱店など、詳しくは「資源・ごみ分別ガイドブック」戸別収集事業のページをご覧ください。
- ※処理券の払い戻しはできませんので、必ず申し込みをしてから必要な枚数を購入してください。
- ③粗大ごみに粗大ごみ処理券を貼り、予約した収集日の午前9時（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支

所管内）または午前8時30分（青山支所管内）までに申し込みをした指定場所に出す

※当日の立ち会いは必要ありません。

※申し込んだ粗大ごみ以外は収集できません。

【申込受付時間】

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

【申込先】

《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》

伊賀北部粗大ごみ受付センター ☎ 20-1255

《青山支所管内》

伊賀南部粗大ごみ受付センター ☎ 64-8700

【問い合わせ】

《上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内》

廃棄物対策課

《青山支所管内》

○青山支所振興課 ☎ 52-1112 FAX 52-2174

○伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120

◆ 特産農産物の付加価値化と栽培農家の経営向上をめざして

特産農産物などの生産を支援します

【問い合わせ】 農林振興課
☎ 43-2302 FAX 43-2313



【対象者】

市内に住所があり、指定した特産農産物を耕作する生産組織・生産者

【指定特産農産物】

搾油用菜種・アスパラガス

【助成金額・対象要件】

○搾油用菜種：出荷販売または加工処理量1kgあたり50円

※指定処理施設「菜の舎」へ出荷販売または加工処理をしたものに限りです。

○アスパラガス：購入1株あたり30円

※新規または更新により購入したものに限りです。

※申請多数の場合は予算内で調整します。

【申請方法】

交付申請書兼請求書に必要事項を記入の上、次の書

類を添付して提出してください。

○搾油用菜種

①「菜の舎」への入荷伝票の写し

②作付ほ場の位置図と作付が確認できる写真など

○アスパラガス

①購入を証明することができる書類（領収書など）

②作付ほ場の位置図と作付が確認できる写真など

※書式は、市ホームページからダウンロードできます。

【申請期限】

○搾油用菜種

「菜の舎」へ出荷販売または加工処理をした日から3カ月以内

○アスパラガス

新規または更新によって、株を購入した日から3カ月以内

【申請先】

農林振興課・各支所振興課（上野支所を除く。）



◆ 救える命を救うために

救急車を利用するときのお願い

【問い合わせ】 消防救急課
☎ 24-9116 FAX 24-9111

◆ 救急車が到着するまで応急手当をしてください

「119番」に連絡して救急車を呼んでから到着するまでは、どうしても時間がかかります。

到着するまでの間、救える命を救うためには、応急手当が重要です。応急手当が必要な場合は、消防本部から電話で応急手当の方法をお伝えします。

いざというときに、大切な人を救うためにも、正しい応急手当を身につけておきましょう。

◆ 救急車の誘導にご協力ください

救急車が少しでも早く到着できるよう、救急車の到着を待つ間、応急手当をしている人以外に人手がある場合は、通り道に立って現場への案内をしていただくようご協力ください。



◆ 救急車が到着したら、次のことを伝えてください

- 事故や具合の悪くなった状況
- 救急車が到着するまでの容態の変化
- 救急車で搬送される人の情報（持病名・かかりつけの医療機関名・普段飲んでいる薬名など）



◆ 判断に迷ったときはご相談ください

急な病気やけがをしたときに救急車を呼んだほうがよいのか、自分で病院を受診すればよいのか、どこの病院に行けばよいのか迷うときは、次の番号にご相談ください。

- 伊賀市救急・健康相談ダイヤル 24 ☎ 0120-4199-22
- 三重県救急医療情報センター ☎ 24-1199

◆ 休日・夜間の発病時にご利用ください

応急診療所だより

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 22-9705 FAX 22-9673

市民の皆さんの命と健康を守ることを目的に、休日・夜間に急な病気やけがをしたとき、内科・小児科の応急医療が受けられる応急診療所を開設しています。

応急診療所は応急処置を行うところです。何日も前から同じ症状がでている場合は、必ず、かかりつけの医療機関で、平日の診療時間内に受診するようにしてください。

【診療科目】 内科・小児科

【診療時間】 ※受付は、診療終了時間の30分前まで

	月～土曜日	日曜日／祝日
午前9時～正午	—	○
午後2時～5時	—	○
午後8時～11時	○	○

【所在地】

伊賀市上野桑町
1615番地
☎ 22-9990

【受診時の持ち物】

- 健康保険証（75歳以上の人は後期高齢者医療被保険者証）
 - 健康保険高齢受給者証（70～74歳の人のみ）
 - 子ども医療費などの福祉医療費受給者証
 - お薬手帳
 - 診療代金
- ※健康保険証がない場合、診療代金は全額自費となります。

※休日・夜間のため、診療代金は割り増し加算されます。
※クレジットカードでの支払いはできません。

《受診の流れ》

- ① 受付
 - ② 問診表の記入
 - ③ 待合室で待つ
 - ④ 診察
 - ⑤ 診療代金の支払い手続きをする
 - ⑥ 薬剤を処方された人は、当番の薬局で薬剤を受け取り、支払い手続きをする
- ※薬の調剤は院外処方、処方原則1日分です。ただし、連休・年末年始は除きます。
※応急対応の診療所のため、点滴やレントゲン検査などの医療機器は備えていません。



パブリックコメント(ご意見)募集

伊賀市の適正な土地利用に関する条例(案)・伊賀市立地適正化計画(案)



市では、人口減少・超高齢社会においても持続可能な「多核連携型の都市構成」の実現をめざし、全市統一の土地利用管理制度として「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」と「伊賀市立地適正化計画」の策定を進めています。

ついでには、「伊賀市の適正な土地利用に関する条例(案)」と「伊賀市立地適正化計画(案)」を作成しましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧場所】

①ホームページ ②都市計画課 ③本庁舎玄関 ④各支所振興課

【提出先・問い合わせ】

〒518-1395
伊賀市馬場1128番地
伊賀市建設部都市計画課

【提出方法】

住所・氏名・電話番号・意見の件名を記入し、ご意見(「該当箇所」とそれに対する「意見内容」)を記載の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

※ご意見は、計画策定の検討資料とし、市の意見と併せて都市計画課・各支所振興課・市ホームページで公表します。

※個別の回答はしません。

※いただいた意見書などは返却しません。

【提出期間】 4月24日(月)～5月26日(金)

☎ 43-2315 FAX 43-2317

✉ tokei@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、都市計画課・各支所振興課で受け付けます。

◆伊賀市の医療をともに支えていきませんか

理学療法士・言語聴覚士募集

【問い合わせ】 上野総合市民病院病院総務課

☎ 24-1111 FAX 24-1565

【募集人数】

両職種とも若干名

【応募資格】

昭和42年4月2日以降生まれで、理学療法士免許または言語聴覚士免許を持っている人

【試験日】

6月30日(金)

※時間などは応募した人に後日お知らせします。

【採用予定日】

9月1日(金)

【勤務条件】

市の条例・規則に定めるところによります。

【勤務場所】

伊賀市立上野総合市民病院

【賃金】

《初任給》

○大学卒 184,800円

○短大3卒 178,200円

※給与は、市の条例・規則に定めるところによります。

※当該職種の前歴に応じた加算措置や諸手当があります。

【応募方法】 次の用紙を病院総務課または人事課へ提出してください。

○平成29年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書(1通)

○外国籍の人は、住民票等の在留資格を証する書類(1通)

【選考方法】

作文・面接

【応募期間】

4月17日(月)～6月16日(金)

※郵送の場合は必着、簡易書留で送付してください。

【応募先・問い合わせ】

○〒518-0823

伊賀市四十九町831番地

伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課

○総務部人事課

☎ 22-9605 FAX 22-9616

◆看護師募集

理学療法士・言語聴覚士と同時に、看護師を募集しています。(定員20人)

平成29年度の看護師採用試験は毎月実施しています。

詳しくは、病院総務課または人事課へお問い合わせください。



◆男女がともに参画する社会をめざして

男女共同参画審議会委員募集

【問い合わせ】人権政策・男女共同参画課
☎ 22-9632 FAX 22-9666

【募集人数】 2人

【応募資格】

次の①②に当てはまる人

- ①市内在住・在勤で満 18 歳以上の人
- ②市議会議員・市職員でない人

【開催回数】

年 1 回程度

※原則、平日の昼間 2 時間程度

【任 期】

7 月 27 日～平成 31 年 7 月 26 日

【報 酬】

6,000 円/日

※市の規定に基づく。

【応募方法】

「男女共同参画審議会委員への応募動機」(800 字以内、様式は自由)・住所・氏名(ふりがな)・生年月

日・性別・電話番号を記入の上、郵送・Eメール・持参のいずれかで申し込んでください。

【選考方法】

作文審査・面接

※委員の男女構成比率などを総合的に考慮して決定します。

【応募期限】

5 月 22 日(月) ※必着

【応募先・問い合わせ】

〒 518-0873

伊賀市上野丸之内 500 番地

ハイトピア伊賀 4 階

人権生活環境部人権政策・男女共同参画課

✉jinken-danjo@city.iga.lg.jp



◆伊賀市の将来についてともに考えませんか

総合計画審議会委員募集

【問い合わせ】総合政策課
☎ 22-9620 FAX 22-9672



これまで総合計画審議会では、総合計画の進行管理や評価、また第 2 次再生計画の策定について、調査・審議を行ってきました。

引き続き、総合計画の進行管理や評価、また総合計画と相互に関連する自治基本条例の見直しに向けた調査・審議などを行うため、伊賀市総合計画審議会の委員を募集します。

【募集人数】

若干名

【応募資格】

次の①②に当てはまる人

- ①市内在住・在勤の満 18 歳以上の人
- ②市議会議員・市職員でない人

【開催回数】

年 4 回程度

※原則、平日の昼間 2 時間程度

【任 期】

委嘱日から 2 年間

※委嘱日は、現在の委員任期となる平成 29 年 7 月 7 日以降、初めて行われる総合計画審議会の開催期日です。

【報 酬】

6,000 円/日

※市の規定に基づく。

【応募方法】

「伊賀市総合計画審議会委員への応募動機」(800 字以内、様式は自由)・住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・電話番号を記入の上、郵送・Eメール・持参のいずれかで申し込んでください。

※郵送の場合は封筒に朱書きで、Eメールの場合は題名に「総合計画審議会委員応募」と明記してください。

【選考方法】

作文審査

※男女比や年齢などの構成比率などを考慮し、附属機関の委員などの選任に関する基準により決定します。

※選考結果は本人に通知します。

【応募期限】

5 月 19 日(金) ※必着

【応募先・問い合わせ】

〒 518-8501

伊賀市上野丸之内 116 番地

伊賀市企画振興部総合政策課

✉sougouseisaku@city.iga.lg.jp

お知らせ 特別障害者手当などの 手当月額を改定します

4月分から次の手当月額を引き下げます。各手当の受給者には別途お知らせします。

- 特別障害者手当
26,830円⇒26,810円
- 障害児福祉手当
14,600円⇒14,580円
- 福祉手当(経過措置分)
14,600円⇒14,580円

【問い合わせ】 障がい福祉課
☎ 22-9656 FAX 22-9662

お知らせ 義援金 受け入れ状況

【義援金総額】 ※3月21日現在

- 熊本地震災害 547,055円
- 東日本大震災 64,528,595円
- 台風10号等災害 9,057円
- 鳥取県中部地震災害 2,413円
- 新潟県糸魚川市大規模火災
5,047円

※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、被災された方々にお届けします。

【義援金箱の設置場所】 本庁舎玄関ロビー・各支所(上野支所を除く。)

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 26-3940 FAX 22-9673

お知らせ 浄化槽を設置している皆さんへ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する施設で、浄化槽法で次のことが義務づけられています。

①保守点検(浄化槽の機能が良好な状態で維持されているかを確認する点検)

⇒20人槽までの浄化槽は年3～4回の実施

②清掃(槽内にたまった汚泥の引き出し・機器類の洗浄・清掃を行う作業)
⇒年1回以上の実施

③法定検査【定期検査：11条検査】(浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断する検査)

⇒年1回の点検

※法定検査は、県知事の指定を受けた(一財)三重県水質検査センターが実施。同センターから対象となる各家庭へ受検案内をお送りします。

【問い合わせ】 (一財)三重県水質検査センター ☎ 059-213-0707

上下水道部営業課
☎ 24-0003 FAX 24-0006

お知らせ 土木工事などを予定の土地 所有者・事業者の皆さんへ

市の遺跡地図には、古墳や中世城館跡といった埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が2,700カ所以上掲載されています。

遺跡の範囲内で土木工事などを行う場合、工事着手60日前までに文化財保護法に基づく届出書の提出が必要となります。

土木工事などの計画がある場合は、その予定地が遺跡の範囲に含まれているかどうか、事前に照会・確認をお願いします。

【届け出が必要な土木工事など】

- 住宅・店舗・工場などの建設(建て替え)・解体
- 宅地造成・土砂採取
- 太陽光発電設備の設置
- 農地の床下げ、天地返し、水路の設置・改修
- 樹木の伐採とそれに伴う搬出、抜根など

【照会・確認方法】

開発予定地を明示した地図を文化財課に持参していただくか、同様の地図をファックスまたはEメールで送付してください。

【問い合わせ】 文化財課
☎ 47-1285 FAX 47-1290
✉ bunkazai@city.iga.lg.jp

お知らせ 4月23日は 「子ども読書の日」

「子ども読書の日」は、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められているものです。

上野図書館や図書室では、この日を中心に「本の読み聞かせ」などのイベントを企画しています。

ぜひこの機会に、子どもと一緒に読書を楽しんでみてください。

【問い合わせ】 生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692

ご意見をお聞かせください

広報いが市・行政情報番組(ウィークリー伊賀市・文字放送)について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

【問い合わせ】 広聴情報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617

お知らせ 軽自動車税の グリーン化特例を2年延長

税制改正に伴い、次の対象期間中に新規登録した三輪以上の軽自動車はグリーン化特例の対象になります。

【対象期間】

- 平成29年4月1日～平成30年3月31日(平成30年度軽減)
 - 平成30年4月1日～平成31年3月31日(平成31年度軽減)
- ※新規登録した翌年度のみの軽減となります。

※軽減となる要件がこれまでと比べて厳しくなっていますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 課税課
☎ 22-9613 FAX 22-9618

お知らせ 子育て支援ヘルパー派遣事業

出産前後の体調不良などで、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児を手伝います。

【対象者】

市内に住所があり、母子健康手帳交付後から1歳未満の児童を養育している人

【利用回数】 50回まで(多胎の場合は80回まで)

【利用時間】

午前8時～午後6時(1回2時間を限度とし、1日2回まで)

※世帯員の課税状況に応じて利用料金をご負担いただきます。支援の内容など詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

こども未来課
☎ 22-9677 FAX 22-9646



もっと知りたい!

伊賀のこと

毎月1問、伊賀に関するクイズを掲載します。

【問題】

次の人物の中で、伊賀流の忍者は誰?

- ①風魔小太郎 ②望月千代女
- ③猿飛佐助 ④霧隠才蔵

(答えは10ページ)

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

子育て支援・無料相談

募集 総合事業訪問型サービス 従業者研修

【とき】

6月2日(金)・3日(土)
午前9時～午後5時30分

【ところ】 ゆめぼりすセンター 2階
西会議室1・2

【内容】

介護保険制度や総合事業の基本的な知識やサービス内容

【対象者】

18歳以上(訪問介護員を除く。)で介護予防・日常生活支援総合事業の指定訪問型緩和サービスを行う市内の介護事業所での就労を希望し、両日の研修に参加できる人

【料金】 1,404円(テキスト代)

【定員】 15人程度

【申込方法】

市ホームページに掲載の申込書または郵便はがきに、住所・氏名・生年月日・電話番号・あれば介護関係の資格を記入の上、郵送またはファックスで申し込んでください。

【申込期間】

4月25日(火)～5月19日(金) ※必着

【申込先・問い合わせ】

〒518-8501
伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市健康福祉部介護高齢福祉課
☎26-3939 FAX26-3950

募集 要約筆記体験講座

【とき】 5月20日(土)

午前10時～午後3時

【ところ】

阿山公民館 サークル活動室

【内容】

○第1部

難聴者体験談

講師：三重県難聴・中途失聴者協会

○第2部

手書き・パソコンによる要約筆記体験

【対象者】

要約筆記に興味のある人や、聴覚に障がいがあり、要約筆記を利用したい人

【申込方法】

電話・ファックス

【申込期限】

5月10日(水)

【申込先・問い合わせ】

障がい福祉課
☎22-9656 FAX22-9662

催し 伊賀線まつり2017

【とき】 5月3日(水祝)

午前10時～午後4時

【ところ】 伊賀鉄道上野市車庫(上野市駅下車すぐ)

【内容】

○軌道自転車

線路などの保守作業用として使われていた二人乗り自転車で、車庫線内(約70m)を走行

○車両撮影会

車庫線に200系車両を留置し撮影

○車掌体験

伊賀鉄道の制服を着て、車内放送や車両の扉の開閉体験

○伊賀線ジオラマ、鉄道模型コーナー

伊賀線のジオラマや模型の運転体験

○鉄道グッズの展示・販売(伊賀鉄道・近鉄ほか)

○キャラクターとふれあおう! など
※内容は天候などにより変更する場合があります。

【問い合わせ】

伊賀鉄道(株)総務企画課

☎21-0863

交通政策課

☎22-9663 FAX22-9852

催し 上野天神祭のダンジリ行事 春のお披露目会

「上野天神祭のダンジリ行事」のユネスコ無形文化遺産登録を記念し、春の桜車入れ替え時に合わせて鬼・桜車が一堂に会するイベントが開催されます。

入れ替えをする桜車6基が展示され、二十数体の鬼が桜車周辺を練り歩きます。一味違う上野天神祭をぜひご覧ください。

【とき】 4月23日(日)

正午～午後1時30分

※雨天中止

【ところ】

ハイトピア伊賀 多目的広場

【内容】

○開式セレモニー ○出陣式

○法螺貝・太鼓台・鬼行列・桜車6基のお披露目

○お囃子演奏 ○七福神出演

※FGPくノ一や忍者隊、伊賀のキャラクターも出演します。

【問い合わせ】

上野文化美術保存会 ☎23-9779
文化交流課

☎22-9621 FAX22-9694

催し つつじ祭ウォーク

JR関西本線沿線の魅力を発信するためのウォークイベントを開催します。

歴史を感じる史跡などを巡ったあと、ゴールの余野公園では約15,000本の美しいつつじと、当日開催される「つつじ祭」をお楽しみください。

【とき】 5月14日(日)

※雨天決行(つつじ祭が中止の場合は、ウォークも中止します。)

※中止の場合は当日午前7時に決定しますので、伊賀市商工会へご確認ください。

《集合・受付》午前8時40分

《出発》午前9時

《解散》午前11時30分頃(余野公園到着)

【コース】

JR柘植駅(集合)～都美恵神社～徳永寺～横光利一文学碑・柘植歴史民俗資料館～風の森社跡～余野公園(総距離約4km)

※余野公園からJR柘植駅までは、ウォーク参加者専用のシャトルバスをご利用ください。

※JR柘植駅へは公共交通機関でお越しください。

※歩きやすい服装で、水筒・敷物などをご持参ください。

※小学生以下は保護者同伴

【問い合わせ】

伊賀市商工会 ☎45-2210

交通政策課

☎22-9663 FAX22-9852

催し いがまち人権パネル展

【とき】 5月9日(火)～25日(木)

午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。

※12日(金)は午後7時30分まで延長して開館します。

【ところ】 いがまち人権センター

【内容】 「人権啓発パネル」

【問い合わせ】

いがまち人権センター

☎45-4482 FAX45-9130

伊賀の「いいね!」がいっぱい

facebook

伊賀市 公式
フェイスブックページ

QRコード ▶



募集 認定農業者になりませんか

市には、224人の認定農業者がいます。(平成29年3月末現在)
皆さんも、認定農業者として地域農業の中心的役割を担いませんか。

《認定農業者制度》

自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者が、「農業経営のスペシャリスト」をめざす計画である「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市の基本構想に照らして達成される見込みが確実であるかなどを審査して、市が認定する制度

◆認定農業者への主な支援措置

5年間の経営計画を作成することで、自身の経営内容を見直し、計画的に事業を行えるだけでなく、経営所得安定対策の交付対象となるとともに、農業経営基盤強化資金の融資などの支援措置があります。

【申請方法】 経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、農林振興課へ提出してください。

提出様式や市の基本構想は、市ホームページからもダウンロードできます。

【申請期限】 次の期間を参考に申請してください。

① 6月中旬認定分

申請期限：5月2日(火)

② 9月中旬認定分

申請期限：7月31日(月)

③ 11月下旬認定分

申請期限：10月13日(金)

④ 3月中旬認定分

申請期限：平成30年1月31日(火)

※④以降の提出分は翌年度の認定審査になります。

【申請先・問い合わせ】

農林振興課

☎ 43-2301 FAX 43-2313

● 広報いが市PDF版 ●

広報いが市PDF版を市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.iga.lg.jp/>

※携帯電話のバーコードリーダー機能で、QRコードを読み込んでアクセスできます。



QRコード ▶

【問い合わせ】 広聴情報課

☎ 22-9636 FAX 22-9617

募集 家畜保健衛生対策に対して 助成します

銘柄肉の生産条件である食肉の安全を図るため、伝染性疾病などの予防を目的として助成します。

【対象者】

市内に住所がある次の農家・組合
○肉牛・乳牛・種豚・肉豚の小規模飼養農家

○小規模飼養農家で構成される組合

【対象家畜】 和牛・乳牛・豚

【対象事業】

家畜伝染病の発生・蔓延などを防止するための予防注射または検査したものであって、市が指定したもの

【助成金額】

○牛：予防注射・検査に要する事業費の15%

○豚：予防注射・検査に要する事業費の10%

※事業費の1,000円未満は切り捨てます。

※申請多数の場合、予算内で調整します。

【申請方法】

所定の申請書・事業計画書などに記入の上、郵送または持参で提出してください。

書式は、市ホームページからダウンロードできます。

【申請期限】 5月31日(水)

【申請先・問い合わせ】

農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2313

募集 経営所得安定対策の申請を 忘れずに

次のような対策を実施します。

○諸外国との条件格差による不利を補正する対策

○農業経営のセーフティーネット対策

○食料自給率向上のため、水田をフル活用する水田活用の直接支払交付金

【申請方法】 営農計画書・交付申請書を提出してください。

※対象の農家には、申請案内を送付します。

【申請期限】 6月30日(金)

【申請先・問い合わせ】

東海農政局三重支局経営所得安定対策チーム

☎ 0120-38-3786

農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2313

募集 伊賀市登録統計調査員

《登録統計調査員制度》

国や県の統計調査時に調査員として従事する人をあらかじめ登録しておく制度

【応募資格】

① 20歳以上の健康な人

② 秘密を保持でき、責任をもって調査事務を遂行できる人

③ 税務・選挙・警察用務に直接関わりのない人

【勤務形態】 任命期間中は非常勤の公務員です。任命期間は2カ月前後ですが、毎日業務に従事する必要はなく、あらかじめ指定された期間内に調査事務を行います。調査従事についてはそのつど連絡します。

【勤務内容】 調査対象への訪問、調査票の配布や回収など

【勤務場所】 市内

【報酬】

2～5万円/1つの統計調査調査ごとに、活動日数や調査対象数などを考慮して定められます。

【応募方法】 電話 ※定員なし

【選考方法】 面接

【応募期間】 随時

【応募先・問い合わせ】 総務課

☎ 22-9601 FAX 24-2440

募集 認知症サポーター養成講座

認知症について理解し、地域で見守っていただくサポーターを養成する講座です。

【とき】 6月6日(火)

午後1時30分～3時

【ところ】 ゆめぼりセンター

【定員】 30人 ※先着順

【申込方法】 電話・ファックス

【申込受付開始日】 4月24日(月)

【申込先・問い合わせ】

地域包括支援センター

☎ 26-1521 FAX 24-7511

18ページの答え/

④ 『霧隠才蔵』

風魔小太郎は、相模足柄郡に拠点を持つ風魔一族。望月千代女は、甲陽流(武田藩)。猿飛佐助は、甲賀忍者。

※設問と回答は「伊賀学検定370問ドリル」(上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集)から抜粋

赤ちゃんの健診と相談（5月分）

健診・相談名	健診・相談日	時間	場所	対象・内容など
1歳6カ月児健診	5月11日(木)	午後1時～2時30分	伊賀市保健センター (ハイトピア伊賀 4階)	身体計測、内科・歯科健診、歯の相談、 栄養相談、育児相談など ※対象児には、1歳6カ月児健診は 1歳9カ月頃、3歳児健診は3歳 9カ月頃までに通知します。母子 健康手帳をご持参ください。
	5月30日(火)	午後1時～2時30分	伊賀市保健センター (ハイトピア伊賀 4階)	
3歳児健診 (3歳6カ月児)	5月9日(火)	午後1時～2時30分	伊賀市保健センター (ハイトピア伊賀 4階)	
乳幼児相談	5月10日(水)	午前10時～11時	阿山保健福祉センター	
	5月12日(金)	午前10時～11時 午後1時30分～2時30分	伊賀市保健センター (ハイトピア伊賀 4階)	
	5月17日(水)	午前10時～11時	青山子育て支援センター	
	5月19日(金)	午前10時～11時	いがまち保健福祉センター	
	5月22日(月)	午前10時～11時30分	大山田保健センター	
	5月29日(月)	午前10時～11時	島ヶ原子育て支援センター	

子育て支援のための教室・遊び場の開放（5月分）（対象者：乳幼児と保護者）

施設名	遊びの教室	遊び場の開放
曙保育園『すくすくらんど』 曙保育園内 (上野徳居町 3272-2 ☎ 21-7393)	① 8日(月)・15日(月)・22日(月)・29日(月) *すべて午前10時～ 【すくすくひろば】 みんなであそぼう・誕生会・ふれあいあそびなど ② 10日(水)・17日(水)・24日(水)・31日(水) *すべて午前10時～午後1時30分～ 【本とおもちゃルームぐるんば】 ※実費を徴収する場合があります。	月～金曜日 午前10時～午後4時
森川病院『エンジェル』 森川病院内 (上野忍町 2516-7 ☎ 21-2425)	① 8日(月) 【離乳食教室】 (4～5カ月くらい) *予約制 ② 26日(金) 【赤ちゃんなんでも相談・発育測定会】 *①②：午後2時～ ③ 12日(金) (4～9カ月)・19日(金) (10カ月～1歳半) 【エンジェルサークル】 おたのしみ会 ④ 18日(木)・25日(木) (3カ月～ハイハイするまで) 11日(木) (ハイハイ～12カ月) 午後1時～ 【ベビーマッサージ】 *予約制 (毎月1回まで)	月・水・金・土・日曜日 正午～午後5時 *事前にお電話ください。
子育て包括支援センター ハイトピア伊賀4階 (上野丸之内 500 ☎ 22-9665)	① 12日(金) 午後2時30分～ 【びびびよ Baby】 ベビーマッサージとママサロン(0～4カ月) ② 16日(火) 午後2時～ 【すくすく Baby】 おはなししましょ (5～11カ月) ③ 25日(木) 午前10時～ *予約制 (受付：5月11日(木)～) 【食育教室もぐもぐ】 季節の食材を使った簡単クッキング	月～金曜日、第3土曜日 午前9時～午後5時
にんにんパーク 上野南公園管理棟内 (ゆめが丘 7-13)	① 14日(日) 砂を使ってあそんでみよう！ ② 28日(日) にんにんパークを探検しよう *①②：午前10時～ 【子育て相談】【からだとそでと事業】 「にんにんタイム」を親子で楽しもう ※幼児用の忍者衣装を貸し出します。(有料)	第2・4日曜日 午前9時～午後3時
いがまち子育て支援センター いがまち保健福祉センター内 (愛田 513 ☎ 45-1015)	① 12日(金)・19日(金)・26日(金) 【らぶらぶひろば】 ② 22日(月) 午前10時～ 【アロマストレッチ教室】 *予約制 ③ 25日(木) 午前10時30分～ 【おはなしひろば“わくわく”】 ④ 29日(月) 午前10時15分～ 【誕生会】 5月生まれのおともだち	月～金曜日 午前9時～午後5時
島ヶ原子育て支援センター 島ヶ原地区市民センター併設 (島ヶ原 4696-9 ☎ 59-9060)	15日(月) 午前10時～ 【わくわくひろば】 アラカルト教室	月～金曜日 午前9時～午後5時
あやま子育て支援センター 阿山保健福祉センター内 (馬場 1128-1 ☎ 43-2166)	① 30日(火) 午前10時30分～ 【みんな集まれ！】 絵本を楽しもう！ ② 24日(水) 午前10時～ 【たまびよサロン】 (妊婦と1歳6カ月児まで)	火～土曜日 午前9時～午後5時
大山田子育て支援センター 大山田保育園内 (平田 7 ☎ 47-0088)	① 8日(月) 【のびっこひろば】 げんきっこあつまれ ② 11日(木) 【おたのしみひろば】 お口の衛生教室 ③ 19日(金) 【えほんとせいさくひろば】 読み聞かせとカレンダー作り *すべて午前10時～	月～金曜日 午前9時～午後5時
青山子育て支援センター さくら保育園併設 (阿保 1152 ☎ 53-0711)	① 10日(水) 【おはなし会】 絵本の読み聞かせ ② 11日(木) 【おともだちあつまれ！】 (妊婦と0～1歳児) ③ 18日(木) 【おともだちあつまれ！】 (2歳児以上) *すべて午前10時30分～	火～土曜日 午前9時～午後5時

※参加するときの持ち物などは事前に各支援センターへお問い合わせください。

【問い合わせ】 子育て包括支援センター (こども未来課内) ☎ 22-9665 FAX 22-9666

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

子育て支援・無料相談

5月の無料相談

市では、市民の皆さんの暮らしのいろいろな問題や悩みごとについて相談を行っています。利用できるのは、市内在住・在勤・在学の人で、相談はすべて無料です。秘密は固く守ります。どうぞ、お気軽にご利用ください。

伊賀市の人口・世帯数

(平成29年3月31日現在)

人口 93,363人

(男)45,621人 (女)47,742人

世帯数 39,806世帯

法律・行政・人権相談

相談名	相談日	時間	場所	問い合わせ
法律相談(弁護士) *予約制	5月11日(木)	13:30~16:30	上野ふれあいプラザ3階ボランティア活動室	市民生活課(☎22-9638) ※受付開始(5/2午前8時30分~) ※先着8人
	5月23日(火)	13:30~16:30	青山福祉センター相談室	青山支所住民福祉課(☎52-3227) ※受付開始(5/16午前8時30分~) ※先着8人
女性法律相談 *予約制(初回の人優先)	5月10日(水)	13:00~16:00	ハイトピア伊賀4階相談室	男女共同参画センター(人権政策・男女共同参画課内)(☎22-9632) ※受付期間(4/20~5/2)
行政相談(行政相談委員) *行政に関わる日常の困りごとをお伺いします。	5月9日(火)	13:30~16:00	西柘植地区市民センター和室	伊賀支所住民福祉課(☎45-9104)
	5月10日(水)	13:30~16:00	市民生活課	市民生活課(☎22-9638) ※随時受付 *予約優先
	5月25日(木)	13:30~16:00	青山福祉センター相談室	青山支所住民福祉課(☎52-3227)
人権相談 *LGBT(性的少数者)の相談(性同一性障害など)もお受けします。	5月8日(月)	9:00~12:00	青山福祉センター相談室	青山支所振興課(☎52-1115)
	5月18日(木)	13:30~16:00	ハイトピア伊賀4階相談室3	人権政策・男女共同参画課(☎47-1286)
	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	津地方法務局伊賀支局	津地方法務局伊賀支局 (☎0570-003-110)

その他各種相談

相談名	相談日	時間	場所	問い合わせ
消費生活相談	月~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	市民生活課・各支所住民福祉課	市民生活課 消費生活相談専用ダイヤル(☎22-9626)
司法書士相談(登記・相続・借金問題など)*予約制	5月25日(木)	13:00~16:00	上野ふれあいプラザ3階ボランティア活動室	市民生活課(☎22-9638) ※受付期間(4/28~5/23) ※先着5人
交通事故相談*予約制	5月12日(金)	13:30~15:30	本庁舎1階第1会議室	市民生活課(☎22-9638) ※受付期限(5/10) ※先着4人
社会保険出張相談(年金相談)	5月19日(金)	10:00~15:00	ハイトピア伊賀5階大研修室	生涯学習センター(☎22-9801)
緑(園芸)の相談	5月8日(月)	13:30~16:00	本庁舎玄関口ピー	都市計画課(☎43-2315)
外国人のための行政書士相談*予約制	5月11日(木)	13:30~16:00	多文化共生センター	市民生活課(☎22-9702) ※先着4人
健康相談	5月26日(金)	10:00~11:00	ハイトピア伊賀4階健康ステーション	健康推進課(☎22-9653)
高齢者の総合相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	地域包括支援センター 中部(本庁舎1階) 東部(いがまち保健福祉センター内) 南部(青山保健センター内)	地域包括支援センター 中部(☎26-1521・FAX24-7511) 東部(☎45-1016・FAX45-1055) 南部(☎52-2715・FAX52-2281)
障がい者の総合相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	障がい者相談支援センター(福祉相談調整課内)	障がい者相談支援センター (☎26-7725・FAX22-9674)
生活にお困りの方の相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	生活支援課	生活支援課(☎22-9650)
高齢者の就業相談	5月11日(木)	13:30~14:00	下郡市民館	シルバー人材センター (☎24-5800)
	*予約制 5月18日(木)	13:30~15:00	伊賀市シルバーワークプラザ(西明寺2782-92)	シルバー人材センター (☎24-5800)
若者の就労相談*予約優先	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	伊賀市社会福祉協議会(上野ふれあいプラザ3階)	いが若者サポートステーション (☎22-0039)
女性相談*予約優先	月~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	こども未来課	こども未来課 (☎22-9609・FAX22-9646)
家庭児童相談*予約優先				
母子・父子自立相談*予約優先				
こどもの発達相談	月~金曜日(祝日除く)	8:30~17:15	こども発達支援センター	こども発達支援センター (☎22-9627・FAX22-9666)
ふれあい相談(教育相談)	月~木曜日(祝日除く)	9:00~16:00	伊賀市教育研究センター	伊賀市教育研究センター (☎21-8839)
青少年相談	月~金曜日(祝日除く)	9:00~16:00	青少年センター(上野ふれあいプラザ中3階)	青少年センター(☎24-3251)